

第45回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

業務の適正を確保する体制

業務の適正を確保する体制の運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

連結注記表

個別注記表

事業報告の「業務の適正を確保する体制」「業務の適正を確保する体制の運用状況」「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社WEBサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社グローバルダイニング

## 業務の適正を確保する体制

当社は、平成28年3月26日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしました。改定後の内容は次の通りであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を定めております。

また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、各部門と連携し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙・教育を実施するよう努めております。さらに、コンプライアンス上疑義ある行為について、当社及び子会社の取締役及び全ての従業員が、社内の通報窓口へ通報出来る制度を整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理するものとします。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける組織横断的なリスクについては、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、当社及び当社グループに適用される「全社リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築し、内部監査室等の指摘等を勘案し、適宜改善をしていくものとします。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は3ヵ月に1回以上開催され、全社リーダー会議を原則月2回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、監査等委員以外の取締役、監査等委員会委員長及び各部門長により構成された全社リーダー会議において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとします。

また当社は、子会社について、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督します。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループの企業理念をグループ全体で遵守し、適宜に教育啓蒙活動をするものとします。子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議のうえ、決定するものとします。

当社の内部監査室等は、当社グループ会社を横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果を定期的に取り締役会、監査等委員会及び全社リーダー会議に報告するものとします。

内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人と連携し、当社グループ全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行うものとしております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これに応じるものとします。監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、当社の監査等委員以外の取締役及び使用人は監査環境の整備に協力するものとします。

⑦ 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の独立性を確保するため、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものとします。使用人は、監査等委員会の業務を補助するにあたって、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。

⑧ 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人は、当社または当社グループの業務または業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとします。

前記に関わらず、当社の監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

当社の監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしております。

また、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役及び使用人に対し、人事その他の一切の点に関して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとします。

⑨ 監査等委員会の職務の執行にて生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針、並びに、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた年間計画に従って監査等委員以外の取締役の職務執行の監査を行うものとします。

2)監査等委員会委員長は、全社リーダー会議その他重要会議に出席するものとします。

3)監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的な会合を行うなどの密接な連携をとるものとします。

4)監査等委員会は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、監査等委員以外の取締役、主要部門長との意思疎通を図るものとします。

5)監査等委員以外の取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力するものとします。

6)監査等委員会は、監査等委員会の職務の遂行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を当社に請求することができ、当社は、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用を行うと共に、必要な是正を実施します。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正性を確保するために必要であることをすべての取締役及び使用人が深く認識し、不当要求防止責任者を設置し、所管警察・弁護士と緊密な連携をとり、反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢をもって取り組む体制をとっております。

## 業務の適正を確保する体制の運用状況

運用状況の概要は次のとおりであります。

① 「内部統制システム構築の基本方針」について平成28年3月26日の当社取締役会の決議により一部改定いたしました。当該変更の後に、社内イントラネットにて周知を図り、対応を指示いたしました。

② 当社取締役及び子会社の取締役並びに使用人に対し、コンプライアンス意識の徹底を図るべく、社内規程の定期的整備を行い、その内容を社内イントラネットにて周知しております。

また、取締役、監査等委員長、各部門のリーダー、及び全店舗の店長・チーフが出席する店長・チーフ会議を通じ、使用人に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みと、内部通報制度についても使用人に対する周知を継続的に行っております。

③ 取締役会を3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、当社及び子会社の法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等、経営に関する重要事項を決定しております。また、取締役会には業務執行を行わない取締役である監査等委員が出席しており、月次業績報告を受けた上で、経営業績の分析・対策・評価を検討することにより、職務執行における監督及び法令・定款等への適合性を確保いたしました。

④ 全社リーダー会議は、原則月2回定期開催し、そのメンバーは取締役、監査等委員長、各部門長で構成されており、職務執行に関して速やかな軌道修正を可能にしております。また、全社リーダー会議後、この機関構造を基本とした上で、経営上の意思決定の透明性を確保することを目的として、民主主義のシステムを取り入れ全店舗参加の店長会議が業務執行における意思決定機関として機能しております。監査等委員長は重要会議に出席し会議の監督を行っており、その内容を監査等委員会へ情報共有しております。また、全ての会議は議事録を作成し「文書管理規程」に基づき適正に保管管理を行っております。

⑤ 監査等委員会は、年間11回定例開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について会計監査人より四半期毎に監査の報告を受け監査の方法の検討を行いました。また、事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する体制をつくり、監査等委員会からの質問、情報提供依頼等に対応できる体制と、会計監査人及び内部監査室と意思疎通・連絡・報告を密接に行える体制を確保しております。

⑥ 組織横断的なリスクについては、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、総務管理グループが事務局となり迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制と適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に取り組んでおります。

⑦ 反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢を持って取り組む体制に取り組んでいるほか、契約書等での反社会的勢力排除条項の記載と不当要求防止責任者を配置しており、所轄警察署及び顧問弁護士と緊密な連携を取っております。

### **株式会社の支配に関する基本方針**

当社グループでは、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称  
グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア（米国）
2. 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度に関する事項  
連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ①有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券
      - (a)時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。
      - (b)時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
    - ②デリバティブの評価基準及び評価方法  
デリバティブ  
時価法によっております。
    - ③たな卸資産の評価基準及び評価方法
      - (a)商品及び製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
      - (b)原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
      - (c)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～41年

工具、器具及び備品 3～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

②店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため、店舗閉鎖損失引当金は計上しておりません。



(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

(a)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(b)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段      金利スワップ

ヘッジ対象      借入金

(c)ヘッジ方針

借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(d)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、連結子会社には退職金制度はありません。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書の表示方法の変更

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

### 資産除去債務の見積額の変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用及び店舗の使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に9,176千円加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、減損損失として処理をしましたので、当該見積りの変更の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は9,176千円増加しております。

## 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	536,892千円
土地	1,912,340千円
計	2,449,233千円
  - (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	155,652千円
長期借入金	419,508千円
計	575,160千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,505,169千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 10,138,000株
2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額  
該当事項はありません。
  - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 279,800株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金での運用に限定し、また、資金調達については、主に銀行借入及び社債により調達しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金並びに未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、一部変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、現在及び将来の変動金利長期借入金の支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。なお、ヘッジ会計の評価方法等については、前述の「ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、担当部署において信用調査を行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ②市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行、管理につきましては、取引及び取引限度額の設定等を、財務経理グループが取締役会において承認を得て行っており、取引結果については定例取締役会に報告を行うことになっております。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務経理グループが預金残高の管理を行い、また、適時に資金繰計画を作成・更新することで、充分な手許流動性を確保しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照ください)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	520,717	520,717	—
(2) 売掛金	330,674	330,674	—
(3) 投資有価証券	15,883	15,883	—
資産計	867,276	867,276	—
(1) 買掛金	394,412	394,412	—
(2) 未払金	119,620	119,620	—
(3) 未払費用	368,850	368,850	—
(4) 未払消費税等	76,482	76,482	—
(5) 長期借入金(※)	1,430,474	1,389,902	△40,571
負債計	2,389,838	2,349,267	△40,571

(※)長期借入金には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資 産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

### 負 債

#### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、並びに(4) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 長期借入金

長期借入金の元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

当連結会計年度末において該当取引はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
差入保証金	1,313,970
出資金	9,858

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 381円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 22円00銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

##### ②その他有価証券

(a)時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

(b)時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

②原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

③貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

定期借地権契約による借地上の建物・構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10～41年

構 築 物 15～20年

工具、器具及び備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用  
均等償却によっております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。
- (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (3) 店舗閉鎖損失引当金  
店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。  
なお、当事業年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため、店舗閉鎖損失引当金は計上しておりません。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- |       |        |
|-------|--------|
| ヘッジ手段 | 金利スワップ |
| ヘッジ対象 | 借入金    |
- ③ヘッジ方針  
借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



## 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書の表示方法の変更

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

### 資産除去債務の見積額の変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用及び店舗の使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に9,176千円加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、減損損失として処理をしましたので、当該見積りの変更の結果、当事業年度の税引前当期純損失は9,176千円増加しております。

## 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

### 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	536,892千円
土	地	1,912,340千円
計		2,449,233千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	155,652千円
長期借入金	419,508千円
計	575,160千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,808,752千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	621,067千円
--------	-----------

4. 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務	670,000千円
------	-----------

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

310株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

退職給付引当金否認	11,975千円
事業所税否認	6,032千円
未払賞与否認	9,765千円
減価償却超過額	56,577千円
減損損失否認	102,435千円
関係会社株式評価損否認	322,695千円
未払事業税否認	15,439千円
繰越欠損金	437,934千円
資産除去債務	175,921千円
その他	7,520千円
繰延税金資産小計	<u>1,146,297千円</u>
評価性引当額	<u>1,089,860千円</u>
繰延税金資産合計	<u>56,437千円</u>

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,724千円
資産除去費用	<u>△61,107千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△64,832千円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u><u>△8,395千円</u></u>

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	グローバルダ イニング、イ ンク、オプ カリフォルニア	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の回収 (注)	119,080千円	関係会社 長期貸付金	621,067千円
				資金の貸付 (注)	116,022千円		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社に対する資金貸付の約定金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員 主要株主	長谷川 耕造	被所有 直接62.2%	当社代表 取締役	資金の借入 (注)	740,000千円	長期 借入金	670,000千円
				資金の返済 (注)	70,000千円		
				社債の償還 (注)	670,000千円	社債	—
				社債利息の 支払(注)	14,070千円	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

社債及び借入金金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。借入金の返済条件は、期間10年の定額返済となっております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 451円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 10円33銭  |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。